

## 第2回教育委員会（定例）議事録

### 1 開 会

令和6年5月17日（金） 14時03分

### 2 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

### 3 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊  
委 員 西田 正志  
委 員 鈴木 友美  
委 員 吉良 佳晃  
委 員 倉 眞智子

### 4 会議に出席した職員

学校教育部長 酒井 寛興  
こども未来部長 田中 正典  
社会教育部長 小林 康弘  
学校教育次長 浅田 智広  
教育総務課長 山内 俊秀  
学校教育課長 小嶋 拓也  
学 事 課 長 荒木 敏文  
教育研究所長 足立 圭吾  
東部学校給食センター所長 井上 尚和  
西部学校給食センター所長 仁木 秀樹  
子育て企画課長 山鳥 有史  
保育教育課長 山田 康弘  
社会教育・文化財課長 田中 和哉  
中央図書館長 田中 真紀子  
市史編さん課長 小島 理三  
田園交響ホール館長 酒井 直隆  
中央公民館長 竹見 朋子  
教育総務課主査 北尾 真理奈

### 5 議事日程及び議案

別紙の通り

### 6 開会宣言

14時03分

### 7 会 期

（自）令和6年5月17日 （至）令和6年5月17日 1日間

### 8 会議録署名委員名簿

西田正志委員

### 9 閉 会

15時25分

丹後教育長 全委員 丹後教育長	日程第 1、令和 6 年度第 1 回会議録の報告、承認について意見等はないか。 異議なし。 全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は、日程第 4、協議事項の「議席の決定について」を協議した後に指名するので、日程第 3 に進む。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 6 年 5 月 17 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、協議第 1 号「議席の決定について」、教育委員の議席は、慣例により、1 番委員は教育長職務代理者とし、2 番から 4 番委員については任期の長い順に若い番号を付番してきた。これにより、鈴木委員が 2 番、吉良委員が 3 番、倉委員が 4 番となる。この順に決定する。
丹後教育長	議席が決定したので、日程第 2、会議録署名委員の指名に戻る。1 番委員の西田委員を指名する。
丹後教育長	日程第 5、議案に移る。議案第 2 号「令和 6 年度 6 月補正予算案を市長に提案することについて」、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	難しいことは承知しているが、養護学校の看護師の採用について、どのような対策を講じているのか、教示願う。
浅田次長	市ホームページ等で募集をするとともに、県民局や教育事務所等とも連携し、看護師の希望があれば情報を欲しいとお願いしている。その他、友人や知人の伝手も含め探すこともしている。
西田委員 浅田次長	欠員が出ることについて、どのように分析しているのか。 学校での医療的ケアについては、医師がいない中での対応になることから、病院勤務の看護師であっても難易度が高い。さらに対象の児童生徒についても、非常に高度な医療的ケアを必要とする中で、見に来ていただけることはあっても、対応は難しいと辞退される方も多いのが現状である。
西田委員	県立の特別支援学校や他の市立の特別支援学校の配置手法等も研究することを含め、良い方策を検討いただきたい。
丹後教育長 全委員 丹後教育長	議案第 2 号「令和 6 年度 6 月補正予算案を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。 異議なし。 全員賛成で、議案第 2 号「令和 6 年度 6 月補正予算案を市長に提案することについて」は原案どおり可決する。

丹後教育長	議案第 3 号「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」、保育教育課に説明を求める。
山田課長	《議案書に基づき説明》
倉委員	こども家庭庁が発足し、手厚い指導ということでこうした人数に示されていると思う。一方で、やはり保育士の確保が非常に困難になってきており、方策を一緒に考えていければと思う。
山田課長	保育士の確保については喫緊の課題であり、今回の条例改正においても、経過措置の中で、人材が確保できない場合は、従前の規則によることとしている。配置基準の改正どおりの体制移行は難しい状況であると認識しており、人材確保と並行しつつ進めていきたいと考えている。昨年度から実施している保育・教育就職フェアや保育士免許の取得に対し補助金を出す制度も活用しながら人材の確保に努めていきたいと考えている。
丹後教育長	保育・教育就職フェアの参加者募集については、倉委員のお持ちになっているネットワークも活用させていただければと思う。
西田委員	市内に該当する施設はないとのことであったが、フルヤ工業の中にある施設も該当しないのか。
山田課長	フルヤ工業が開設されているのは、認可外の事業所内保育施設であり、管轄は県民局となる。
丹後教育長	議案第 3 号「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 3 号「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 4 号「学校運営協議会委員の任命について」、教育研究所に説明を求める。
足立所長	《議案書に基づき説明》
西田委員	委託契約を結んだ上で初回の会議をするにあたっては、できる限り早く委員を任命するべきである。未提出や調整中のままであれば、建前上、学校は 1 回目の会議を開催できない。そうしたことがないように、改めて各学校園長に指導されたい。

足立所長	提出期日については、書類提出を指示した文章で、「速やかに」と不明瞭な記述したことも、バラツキが生じた要因であると思うので、次年度以降は期日を明記し、提出を求める。本日の提案に間に合わなかったことについてはお詫び申し上げます。
西田委員	昨年度より3年間をかけて、幼稚園やこども園についても学校運営協議会を設置する方針で取り組んでいると認識しているが、あまり進んでいない。事務局に理由を問い合せたが、納得できるような理由はなかった。大きな理由がないのであれば、少しでも早く設置すべきである。幼稚園への学校運営協議会導入を進める理由としては、一つは、併設の小学校と幼稚園で一体的に学校運営を考えていくこと、もう1点は今後増えていくこども園の運営について、人数の少ない学校評議員の会議では難しいことから、多くの参画を得て構成する学校運営協議会を設置し、地域からご意見をいただくことであると認識している。大規模な味間こども園については、今年もまだ導入には至っていないが、4名の評議員のみで、地域に開かれた園運営を議論することが適切であるのかと思う。問題がないのであれば、設置は早いほどよく、事務局が積極的に指導し、推進していくべきと思っている。
足立所長	味間認定こども園については評議員で協議をしてきたが、事業を拡大することで負担が増加するイメージがあること、移行に向けた準備が十分にできなかったこと、委員選定の見通しが立たなかったことから今年度の導入を見送ったと聞いている。事務局としても、もっと丁寧な説明や指導、支援をしていくべきであったと反省している。今年度、改めて推進していくように努力していく。
西田委員	規模が大きいほど抱える課題も多く不安もあると思う。決して4名の方を否定する訳ではないが、もし自分が園長であれば、幅広いご意見やご提案を頂ける機会にあたり、人員選出を楽しむと思う。先進事例の紹介や助言等の働きかけを期待したい。
足立所長	学校運営協議会制度のメリットについて、改めて周知していきたい。
鈴木委員	小学校と中学校で同じ氏名の方を見受けるが、いくつもの学校を兼任することは可能であるのか。また、所属の記述が異なるのはなぜか。
足立所長	妨げるような規定はなく、複数の学校園で委員に就任される方もいる。記述のブレについては、学校から提出された肩書をそのまま張りつけたことが原因であり、同じ所属である。
西田委員	本市議会議員も委員になれるのか。
山内課長	議員間の申合せ等で禁止になっていなければ、これまでから就任されている実績もあり、現時点で特に妨げるものはないと認識している。
丹後教育長	議案第4号「学校運営協議会委員の任命について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第4号「学校運営協議会委員の任命について」は原案ど

	おり可決する。
丹後教育長	議案第 5 号「丹波篠山市教育支援委員会委員の委嘱について」、学校教育課に説明を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	市議会議員選挙の中で、保護者から相談を受けたとのことであるが、支援が必要な子どもが意にそぐわないような就学を強いられたようなことを言われている候補者があった。保護者同意が得られない場合について、決して就学を無理強いするようなことはないと認識しているが、間違った伝わり方をしていることが非常に残念に思う。保護者同意を含めた就学先の決定手法について教示願う。
浅田次長	就学先については、まず、丹波篠山市教育支援委員会で答申を出す。答申に基づいて決める中で保護者や本人の意思を最大限尊重すると文科省からの通知にも記載されている。その上で、教育委員会が最終的に就学先を決定する。保護者の意思を無視して、就学先を決定することは現実としてはないと考えるとともに、そのように学校に指導してきたと認識している。
丹後教育長	議案第 5 号「丹波篠山市教育支援委員会委員の委嘱について採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 5 号「丹波篠山市教育支援委員会委員の委嘱について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 6 号「丹波篠山市図書館協議会委員の委嘱について」、中央図書館に説明を求める。
田中館長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第 6 号「丹波篠山市図書館協議会委員の委嘱について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 6 号「丹波篠山市図書館協議会委員の委嘱について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	日程第 6、報告事項に移る。報告 1「寄附採納について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》

丹後教育長	報告 2「後援名義の承認について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 3「小中学校児童生徒の問題行動等について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき報告》
倉委員	中学校生徒の問題行動について、資料中、「その他」として不良交遊、危険遊戯、指導不服従との記述があり、件数も多いように思うが、具体的にどのような行為があるのか。
小嶋課長	内容については、ピアスや髪の毛の色を染める等の事案や生徒間トラブルのような複数の喧嘩等の事案も含まれている。なお、件数については、同一の生徒の数度の行為も含まれる。
西田委員	中学生については、全国平均を上回る状況となっていることを含め、不登校の増加を非常に憂慮している。昨日の市町村教育委員会連合会の講演では、文科省は全ての中学校に不登校支援の職員を配置すると言われていたが、本市の状況について教示願う。
浅田次長	県費での不登校担当については、篠山中学校に1名、今田中学校に1名の計2名を配置している。これは常勤の教員である。その他、週20時間程度の勤務で校内サポートルームに常駐し、不登校傾向の児童生徒に対応するスタッフとして、不登校児童生徒支援員が今年度より創設された。この配置については、中学校は篠山中学校除く4校、小学校は城北畑小学校、城東小学校、味間小学校となっている。なお、篠山中学校については、不登校児童生徒支援員ではなく、任用形態が少し違う学校運営フォローアップ講師として、これまでから市費で任用を続けてきた経緯があり、今年度も継続しているが、業務内容は不登校児童生徒支援員と同様に校内サポートルームに常駐し、不登校傾向の児童生徒に対応している。任用状況については、中学校3校は任用済み残り2校は任用が進みつつある状況である。小学校3校については、全ての学校で任用が完了している。
西田委員	2校は任用が進みつつあるとは、どのような意味か。
浅田次長	学校からは週5日勤務の要望があっても、なかなか難しい中、週3日であれば人材が確保できそうである等、学校と調整しながら配置を進めている状況である。
西田委員	よくある話であるが、国は全ての中学校に配置すると言っても実際の加配は県費では2校分となっている。また、1日4時間の週5日勤務できる人材を確保することは難しく、地方自治体が苦しむこととなっている。人材確保の難しさは認識しているが、私も協力できることがあれば協力させていただ

	<p>くので、できるだけ早いうちに全てに配置ができるようお願いしたい。</p>
丹後教育長	<p>報告 4「民間通所施設の認定について」、学校教育課に報告を求める。</p>
浅田次長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
吉良委員	<p>市では今年度より支援制度を創設したが、県の方向としてフリースクールの推進に力を入れられているのか。</p>
浅田次長	<p>フリースクールの所在地や活動内容を、ニーズのある児童生徒や保護者に届くように情報をできるだけ提供していくこと等、県の方針としては「連携」という方向であると認識している。本市で今年度より実施するフリースクールへの直接的な助成については、まだ一般的ではないという状況である。</p>
丹後教育長	<p>不登校支援について、まず考えるべきことは、落ちついて安心して暮らせる居場所、学びの場を確保することであると思っている。不登校の理由も特性も様々である中、フリースクールについても、合う、合わないもあるので、多様な場所があることが大事であると思っている。色々なことを学ぶことができる学校に登校することが望ましいと思うが、難しい場合もあり、校内サポートルームも含めて、子どもにとって、居心地のよい場所をできるだけ用意することが大事であると思っている。</p>
丹後教育長	<p>報告 5「令和 7 年度使用教科用図書採択事務日程予定について」、学事課に報告を求める。</p>
荒木課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 6「丹波篠山市学校評議員及び丹波篠山市認定こども園評議員の委嘱について」、保育教育課に報告を求める。</p>
山田課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
吉良委員	<p>例えば古市地区のような小規模の地区において、学校運営協議会が設立されていないことについて、その理由は把握されているのか。</p>
足立所長	<p>個別の事由について詳細に把握していないが、古市地区においては、学校運営協議会を園と合同にすることについての合意ができていないと聞いている。</p>
吉良委員	<p>教育委員会事務局としても、積極的な働きかけを期待する。</p>
足立所長	<p>市教育委員会としては、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間で、園にも協議会を導入していく方向性としている。</p>
丹後教育長	<p>報告 7「丹波篠山市脊椎動物化石保護・活用委員会委員の委嘱について」、</p>

	社会教育・文化財課に報告を求める。
田中課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 8「丹波篠山市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について」、中央図書館に報告を求める。
田中館長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 9「令和 6 年度 中央公民館事業の申込状況について」、中央公民館に報告を求める。
竹見館長	《議案書に基づき報告》
西田委員	高齢者大学の申込者数について、令和 4 年度から経年で見ると増加しているが、コロナ禍が明けたことが要因か。それとも、高齢化の進展で対象人数が増えたことが要因か。
竹見館長	長期的なスパンで見ると 10 年前は 1,000 人を超えていたが、コロナ禍を経て外出控えが進んだことや昨今、高齢者も働く方が増えたこと等により、受講者数が減ってきているのではないかと推測している。そうした中、コロナ禍があけた今年度から、合同開講式とともに取り止めていた研修旅行も復活させたことが、今回、人数が増えた要因ではないかと考えている。なお、708 名の申込者のうち延べ 130 名が新規に申込みを頂いている。
西田委員	運営上の課題等があれば教示願う。
竹見館長	母数の違いもあるが、学園によって人数にバラツキがある。人口が少ないところは、申込数も少なくなっており、改めて魅力を発信し、今後も多くの方に受講いただくように取り組んでいきたい。まずはご自宅から外へ出ていただくことを目標に企画運営していきたい。
丹後教育長	報告 10「教育長報告」について報告する。 前回の定例教育委員会以降のスケジュールについては 26～27 頁に記載している。4/25 近畿都市教育長協議会の定期総会、5/9 全国都市教育長協議会の定期総会並びに研究大会、昨日 5/16 は姫路で開催された市町村教育委員会連合会総会・研修に出席してきた。時間は短いですが、多くの教育長にお会いするとともに、文科省からの話や各教育委員会の取組等を聞かせていただく等、色々な知見を得てきた。また、必要な時に報告させていただく。 28 頁に、5 月の校長会で報告予定の公立小・中学校の適正規模・適正配置についてまとめている。本市でも小中学校の適正規模や適正配置が言われている中、文科省の考え方を聞いてきた。50～60 年前の策定された学校教育法施行規則では、小中学校共に 12 学級以上 18 学級以下を標準とする記述が



ある。これについては教育的観点というよりは行政的視点での規模も含まれていると思うが、この基準に満たない小学校は全国で4割、中学校で5割という状況にある。

適正規模・適正配置に関する文科省の基本的な考え方としては、①児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえ、学校については、一定の規模を確保することが望ましいこと。②学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものであること。学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題となる場合もあるとも言われている。また、③学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあること。こうしたことも踏まえ、統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断することと言われた。本市の市長においても、地域や保護者から統廃合の要望があれば検討するが、そうではない場合は記述にもあるとおり、小規模校のメリットを最大化するとともに、デメリットを最小化する運営をしていく方針である。

小規模校を存続させる場合の教育の充実方策としては、小規模の良さを活かす方策として、少人数であることを生かした教育活動や個別指導、繰り返し指導の徹底、地域の自然・文化・産業資源等を活かしたカリキュラムの編成、地域との密接なつながりを活かした校外学習、きめ細かな指導等の良さを伸ばすこと。また、課題を緩和する方策としては、小中一貫教育による一定の学校規模の確保、運動場や体育館施設等の傍に学校をつくるというような社会教育施設等との複合化、西紀で取り組んでいるようなICTの活用による他校との合同授業や小規模校間のネットワークの構築、多くの学校で既に取り組んでいるが、意図的に全員に様々な役割を経験させることや異学年集団での共同学習等が挙げられた。私自身も絶えず現場を見る中、現在の人数についてはマイナスよりもプラス面が多いと考えているが、教育委員会でも今後、意見を聞かせていただきたい。

以上で、本日の審議は全て終了する。

これをもって、第2回定例教育委員会を終了する。